

令和 6 年度北本市地域包括支援センター 運営方針（案）

令和 6 年 1 月

北本市健康推進部高齢介護課

I 策定の方針

この「北本市地域包括支援センター運営方針」は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の47第1項に基づき、地域包括支援センター運営上の基本的な考え方や理念、業務推進の指針などを明確にするとともに、地域包括支援センター業務の円滑かつ効率的な実施及び適切、公正かつ中立な運営に資することを目的として策定するものです。

II 地域包括支援センター設置の目的

地域包括支援センターは、市民の心身における健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うとともに、地域の保健医療の向上及び福祉の推進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置します。

III 事業の実施方針

1 北本市の地域包括ケアシステムの構築方針

北本市は、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って自立した生活を継続して営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援を一体的に提供するための地域包括ケアシステムを構築します。

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの構築のための中核的な機関として、行政はもとより、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、自治会、地域コミュニティ、ボランティア、NPO等（以下「支援関係者等」という。）とも連携を図りながらシステム構築に向けた支援を行います。

2 区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針

地域包括支援センターは、地域の住民や関係団体、サービス利用者や介護サービス事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、担当圏域の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行います。

3 地域包括支援ネットワークの構築方針

地域包括支援センターは、包括的支援事業を効果的に実施するために、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の様々な社会的資源が有機的に連携する多職種協働による構築される「地域包括支援ネットワーク」の支援関係者等との連携に努めています。（法第115条の46第7項）

また、生活支援体制整備事業において、設置される地域の多様な関係者の参画による協議体に積極的に参加していくことを通じて、地域包括支援センターが構築すべき地域包括支援ネットワークの充実につなげていきます。

4 第1号介護予防支援事業等の実施方針

地域包括支援センターは、要支援者及び日常生活支援総合事業対象者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービスのほか一般介護予防事業や市町村の独自施策、市場において民間企業により提供される生活支援サービスも含め、要支援者等の状況にあった適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行うものとします。

また、指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、特定の事業者に偏らないよう配慮します。

5 介護支援専門員に対する支援及び指導の実施方針

居宅介護支援事業所等の介護支援専門員が、介護保険法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントが実践できるよう、専門的な見地から、日常的業務の相談に応じるとともに、支援困難ケースについては、具体的な支援方針を検討しながら助言・指導を行います。

6 地域ケア会議の運営方針

個人で解決できない課題を多職種協働で解決し、そのノウハウの蓄積や課題の共有によって、地域づくり・資源開発・政策形成等につなげ、さらにそれらの取組みを個人の支援の充実につなげる地域ケア会議を開催します。

また、地域ケア会議の推進によりサービス利用者の自立支援やQOLの向上、事業者間の連携強化や介護の質の向上等を図り、多職種による地域課題の把握と問題解決機能の向上を図ります。

地域包括支援センターは、地域ケア個別会議を主催し、個別ケースの検討を通してサービス利用者の自立支援や、QOLの向上、事業者間の連携強化や介護の質の向上等を図り、多職種による地域課題の把握と問題解決の向上を図ります。併せて、地域ケア個別会議で蓄積された最適な手法や地域課題の発見、検討を行い、地域包括支援ネットワークの構築を進めます。

一方、市は個人で解決できない課題を多職種協働で解決し、そのノウハウの蓄積や課題の共有によって、地域づくり・資源開発・政策形成等につなげ、さらにそれらの取組みを個人の支援の充実につなげるため、市域全体を対象とした地域ケア推進会議を開催します。

7 北本市との連携方針

地域包括支援センターは、地域の高齢者の総合相談に応じつつ、適切に保健福祉の推進が図れるよう市の関係部局と連携し、相談支援等を行うものとします。

また、市とセンターは定期的に連絡部会を開催するとともに、隨時、様々な関係機関と連携し、地域包括支援ネットワークを構築します。

8 公正性及び中立性確保の方針

地域包括支援センターは、介護保険法及び各種法制度を遵守し、公正かつ中立な事業運営を行います。

また、地域包括支援センター運営協議会は、センターが提出する毎年度の事業計画や収支予算、収支決算等事業報告書をもとに意見を述べ、公正かつ中立な事業運営を確保します。

9 その他の方針

その他地域の実情に応じて地域包括支援センター運営協議会が必要であると判断されたものについては、方針として掲げます。

IV 運営方針

1 事業計画の策定

地域包括支援センターは、地域の実情に応じて必要となる重点課題・重点目標を設定し、各地域での特色ある創意工夫した事業運営に努めるものとします。

2 職員体制

地域包括支援センターは、圏域の実情に応じて、業務に支障が生じることのないよう、以下の職種の職員について必要人数を配置します。

- ① 保健師その他または、これに準ずる者1名以上
- ②社会福祉士その他または、これに準ずる者1名以上
- ③主任介護支援専門員その他または、これに準ずる者1名以上
- ④その他介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務従事者

3 職員の姿勢

地域包括支援センターの業務は、地域に暮らす高齢者が住み慣れた環境で自分らしい生活を継続させるための支援であることを念頭に置き、常に当事者に最善の利益を図るために業務を遂行します。

また、専門性の維持向上を目的に、研修や講演会に積極的に参加し、各職

員が学んだ知識及び技術については全職員に周知し、地域包括支援センター全体のスキルアップに努めるとともに、地域の介護支援専門員に情報提供等を行います。

4 地域との連携

地域ケア会議や地域密着型サービスの運営推進会議その他地域における高齢者に関する勉強会等の出席又は実施により、支援関係者等と「顔の見える関係」を構築するよう努めます。

また、構築された関係を通じて、地域の要支援高齢者や安否確認等に関する情報を収集し、課題の早期発見及び対応につなげます。

5 権利擁護に係る支援

人権への配慮に基づいた高齢者の意思表示や自己決定の支援を行うとともに、高齢者虐待等で命の危険性がある場合には法的な根拠に基づき、市町村と連携して緊急に危険回避のための危機対応を行います。

6 個人情報の保護

個人情報の取り扱いについては、「北本市個人情報の保護に関する法律施行条例」に基づき、管理を徹底するとともに、守秘義務を遵守し、個人情報の保護に留意します。

7 広報活動

地域包括支援センターの業務を適切に実施していくため、また、業務への理解と協力を得るために、パンフレットを様々な場所や機関へ配布する等、地域住民及び関係者へ積極的に広報するものとします。

8 苦情対応

地域包括支援センターは、その業務に関する苦情を受けた場合は、その内容及び対応等を記録し、相談・報告等適切に対応するものとします。

9 緊急時の対応

センターの開設時間外においても、緊急時に連絡が取れるよう連絡体制を整備します。

10 その他

一般財団法人長寿社会開発センターの発行する地域包括支援センター運営マニュアルを参考に業務に取組みます。